

東高瀬川センターショートステイ

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定短期入所生活介護事業所 平成 12 年 4 月 1 日指定 京都府 2670900154 号

指定介護予防短期入所生活介護事業所 平成 18 年 4 月 1 日指定 京都府 2670900154 号

(2) 事業所の目的

社会福祉法人京都老人福祉協会が運営する東高瀬川センターショートステイ短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護（以下、両者を合わせて「サービス」という）を提供することを目的とする。

(3) 事業所の名称 東高瀬川センターショートステイ

(4) 事業所の所在地 京都市伏見区北端町 44-7

(5) 電話番号 075-602-3073

(6) 当事業所の運営方針

1. 本事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係法令の趣旨及び内容に沿ったものとする。
2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに利用者及び家族のニーズを的確にとらえ、個別に短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画（以下、両者を合わせて「介護計画」という）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
3. 利用者またはその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について解りやすく説明する。
4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
5. 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
6. 感染症や非常災害の発生時においても支援を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し、計画に従って必要な措置を行う。
7. 感染症の発生及びまん延しないよう、対策を検討すると共に指針を整備し、職員に対して研修及び訓練を定期的に実施する。（感染防止対策のため、テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用を検討する）
8. 居宅サービス計画・介護予防サービス計画（以下、両者を合わせて「サービス計画」という）にそったサービスを提供する。

(7) 営業日及び受付時間 【営業日】 年中無休 【受付時間】 8 時 30 分～17 時

(8) 利用定員 2 人

(9) 第三者評価最終受審日 平成 28 年 5 月 2 日 「実施した評価機関の名称 京都市老人福祉施設協議会 「評価結果の開示状況」…京都 介護・福祉サービス第三者評価等支援機構ホームページにて開示。

2. 職員の配置状況

当事業所では、短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

＜主な職員の勤務体制＞

※職員の配置については、指定基準を遵守しています

職 種	
センター長（管理者・兼務）	1 名
介護職員（兼務含む）	11 名
相談員（兼務含む）	2 名
看護職員（兼務含む）	2 名
機能訓練指導員（兼務）	1 名
管理栄養士（兼務）	1 名
医師（嘱託・兼務）	1 名

職 種	時 間	
介護職員	早出	7 : 00 ～ 16 : 00
	日勤	8 : 30 ～ 17 : 30
	遅出 2	10 : 30 ～ 19 : 30
	遅出 3	13 : 00 ～ 22 : 00
	夜勤	22 : 00 ～ 7 : 00
看護職員	日勤	8 : 00 ～ 17 : 00

3. サービスと利用料金

① 食事（但し、食費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床し、食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 朝食 8:00 ～ 昼食 12:00 ～ 夕食 18:00 ～

② 入浴

- ・利用者の入浴の介助又は清拭を行います。
身体の不自由な方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・短期入所生活介護では、入浴又は清拭を週2回以上行います。

③ 排泄

- ・利用者の排泄の介助を行います。

④ 送迎

- ・通常の事業の地域の場合、御自宅まで送迎します。車椅子が必要な方は、身体状況に合わせてリフト付き車でも送迎します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第8条参照）

下記の単位表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。なお、京都市の場合は地域単価が、1単位 10.55 円です。

1. 介護予防短期入所生活介護（併設型）

	要支援 1	要支援 2
多床室	451 単位	561 単位
従来型個室	451 単位	561 単位

2. 短期入所生活介護（併設型）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
多床室	603 単位	672 単位	745 単位	815 単位	884 単位
従来型個室	603 単位	672 単位	745 単位	815 単位	884 単位

* 人員配置により、上記の単位数に機能訓練体制加算 12 単位、生活機能向上連携加算 (1) 100 単位、生活機能向上連携加算 (2) 200 単位/日（※個別機能訓練加算している場合は 100 単位/日）、個別機能訓練加算 56 単位、夜勤職員配置加算 13 単位、口腔連携強化加算 50 単位/回、生産性向上推進体制加算 (1) 100 単位/月・(2) 10 単位/月、看護体制加算 (1) 4 単位・(2) 8 単位、看取り連携体制加算 64 単位/日、医療連携強化加算 58 単位、サービス提供体制加算 (1) 22 単位 (2) 18 単位 (3) 6 単位が加算される場合があります。

* 認知症自立度 3 以上で、緊急に利用された場合、利用開始から 7 日を限度として 1 日 200 単位が加算されます（認知症行動・心理症状緊急対応加算）。

* 2 号被保険者で認知症を有する場合、1 日 120 単位加算されます（若年性認知症利用者受入加算）。

* 送迎サービスを御利用の場合は片道につき 184 単位加算されます。

* 医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合は、療養食加算として 1 日につき 23 単位が加算されます。

* 居宅サービス計画に位置づけられていない短期入所生活介護を行った場合、緊急短期入所受入加算として、1 日につき 90 単位、14 日間まで加算される場合があります。

* 事業所が実際に緊急で利用開始された場合に緊急短期入所受入れ加算として、1 日につき 90 単位、7 日間（やむをえない事情がある場合は 14 日間）まで加算される場合があります。

* 介護職員処遇改善加算 I（口）として、上記により算定した単位数に 17.6% を乗じた単位数が加算されます。

* 食 費（介護保険対象外）－ 食材料費と調理に関わる費用 朝食 190 円 昼食 690 円 夕食 565 円

※令和8年8月1日からの食費は、朝食190円 昼食740円 夕食615円となります。

* 滞在費（介護保険対象外）－ 多床室：光熱水費等 915 円/日 従来型個室：光熱水費等＋室料 1231 円/日
但し、食費・滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている金額となります。

○ 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

- ア. 金融機関口座からの自動引き落とし
イ. 下記指定口座への振り込み
京都銀行 墨染支店 普通預金 0427527
名義 社会福祉法人京都老人福祉協会
ウ. 専用払込票によるコンビニ払い

4. 事故発生時の対応について

契約書第14条と16条の記載通り、事故発生時は、ご家族及び居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、京都府や保険者と連携しながら、誠意をもって必要な措置を講じます。

5. 緊急時の対応について

ご利用者に対するサービスの提供中に、ご利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかにご家族、主治医、居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。また、急を要する場合は、事業所の判断により、救急車両を要請するとともに、必要に応じて京都市・保険者へ連絡します。

6. 個人情報の保護

事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

7. 虐待の防止・ハラスメント対策

1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

3 職場における性的または優越的関係を背景とした不適切な言動・行動により職員の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化、相談窓口の設置等の必要な措置を講じるものとする。

8. 相談・要望・苦情及びサービス内容等は、下記窓口まで

当事業所におけるご相談等は、以下の専用窓口で受け付けます。

- ① 受付担当者名 山口 高広 電話 075-602-3073
相談解決者名 足立 智子 電話 075-602-3071
(担当者に変更があった場合は、ご連絡いたします)

- ② その他、当事業所以外に区役所・京都府国民健康保険団体連合会等の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

- ③ 対応窓口
- | | | |
|-------------|----------|------------------|
| 北区役所 | 健康長寿推進課 | 電話 075-432-1364 |
| 上京区役所 | 健康長寿推進課 | 電話 075-441-5106 |
| 左京区役所 | 健康長寿推進課 | 電話 075-702-1069 |
| 中京区役所 | 健康長寿推進課 | 電話 075-812-2566 |
| 東山区役所 | 健康長寿福祉課 | 電話 075-561-9187 |
| 山科区役所 | 健康長寿推進課 | 電話 075-592-3290 |
| 下京区役所 | 健康長寿推進課 | 電話 075-371-7228 |
| 南区役所 | 健康長寿推進課 | 電話 075-681-3296 |
| 右京区役所 | 健康長寿推進課 | 電話 075-861-1416 |
| 西京区役所 | 健康長寿推進課 | 電話 075-381-7638 |
| 西京区洛西支所 | 健康長寿推進課 | 電話 075-332-9274 |
| 伏見区役所 | 健康長寿推進課 | 電話 075-611-2278 |
| 伏見区醍醐支所 | 健康長寿推進課 | 電話 075-571-6471 |
| 伏見区深草支所 | 健康長寿福祉課 | 電話 075-642-3603 |
| 国民健康保険団体連合会 | 介護相談係 | 電話 075-354-9090 |
| 京都府社会福祉協議会 | 運営適正化委員会 | 電話 075-252-2152 |
| 第三者委員 井上幸夫 | | 電話 075-601-5390 |
| 高橋 猛 | | 電話 090-4641-0777 |
| 田村 充子 | | 電話 075-571-4181 |

- ④ 居宅サービスの利用にあたり、利用者様に対して重要事項説明書を交付の上、サービスの提供と利用料金及び重要事項説明書の説明をしました。

説明年月日 令和 年 月 日

事業者

住所 京都市伏見区深草大亀谷東古御香町 59 番地 60 番地

事業者

(法人名) 社会福祉法人京都老人福祉協会

(事業名) 東高瀬川センターショートステイ

代表者名 理事長 馬場 協一郎 印

説明者：相談員 氏名

私は、重要事項説明書に基づいて居宅サービスの内容及び利用料金、重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

利用者本人

住所

氏名 印

(署名・法定)代理人

住所

氏名 印

(利用者との関係)